

工場・事業場の排水規制

**今治市上下水道部
下水道工務課下水道管理事務所
水 質 係**

〒794-0032 今治市天保山町4丁目6-2

TEL 23-5 616

FAX 23-5 623

工場・事業場の排水規制

1. はじめに

公共下水道は私たちの生活を清潔で快適なものにするとともに、川や海の水質を保全するためになくてはならない施設です。しかし、工場・事業場からの質の悪い下水がそのまま排出されると、下水管を損傷させたり、下水処理の機能を著しく低下させるなど悪影響を及ぼし、私たちの生活が脅かされることとなります。

従って、このようなことが起きないよう、下水道法及び下水道条例により悪質な下水に対して厳しい規制が行われておりますので、工場・事業場の皆さんには以下に述べる規制内容について十分理解され、適正な水質管理に努められるようお願いします。

2. 特定施設と特定事業場

特定施設とは、工場・事業場の製造工程で人の健康及び生活環境の被害の生ずるおそれのあるものを含んだ汚水を排出する施設として、別表－1のように定められた施設をいい、この特定施設のある工場・事業場を特定事業場といいます。

特定施設とその他の工場・事業場では、届出書類や規制等に違いがありますのでご自分の工場・事業場が特定事業場に該当するかしないかよく調べて下さい。

3. 下水道へ排除する場合の水質基準

下水道はどんな悪質な下水でも処理出来ると考えられがちですが、そうではなく基準値が設けられています。**別表－2**は公共下水道に排除する下水の水質基準を示したもので、次のように規制されています。

(イ) 排除が制限されている特定事業場

特定事業場は、表の□内の基準以下の下水を排除しなければなりません。基準をこえると直ちに罰則（懲役又は罰金）がかかることになっています。又、

基準をこえるおそれがある場合でも汚水の処理方法等の改善又は下水道への排除の停止を命じられることもあります。

(口)除害施設の設置等が必要な工場・事業場

工場・事業場のうち、表の□内の基準をこえる下水を排除する場合は、除害施設の設置、又は必要な措置をしなければなりません。基準をこえた場合は聴聞を経て、下水の水質の改善、又は下水道への排除の一時停止を命じられることがあります。

4. 特定事業場の事業主は水量・水質に関係なく次の届出が必要です。

(イ) 特定施設設置届

特定施設あらたに設置しようとする場合は、工事の 60 日前にこの届出が必要です。

(口) 特定施設使用届

現に特定施設を設置していて、公共下水道を使用することとなった場合は、その日から 30 日以内にこの届け出が必要です。

(ハ) 特定施設の構造等変更届

(イ)、(口)の届け出をした事業主が、特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質などを変更しようとする場合は、その 60 日前までにこの届け出が必要です。

(二) 氏名変更等届

(イ)、(口)の届け出をした事業主が氏名、工場の名称、所在地を変更した場合は、その日から 30 日以内にこの届け出が必要です。

(ホ) 特定施設使用廃止届

特定施設の使用を廃止した場合は、その日から 30 日以内にこの届け出が必要です。

(ヘ) 繙承届

(イ)、(口)の届け出をした事業主から特定施設をゆずり受け、又は借り受けた場合は、その日から 30 日以内にこの届け出が必要です。

5. 工場・事業場の事業主が特定施設を設置(構造等の変更を含む)する場合は、あらかじめ計画内容を届け出て審査を受けなければなりません。

(イ)工事の実施制限

届け出が受理された日から 60 日間は届け出にかかる工事を実施することはできませんので事業主は工事着工予定日の 60 日前になる前に管理者に届け出る必要があります。ただし管理者が届け出の内容が相当であると認める時はこの期間を短縮することができます。

(ロ)計画変更の命令

管理者は届け出があった計画内容が水質の基準を超える恐れがあると判断したときは、受理後 60 日以内に計画の変更を命ずることがあります。

6. 立ち入り検査

下水道管理者は、下水道の施設を守り、下水処理場からの放流水の水質を適正に保つために、下水道を使用している工場・事業場に対して、隨時立ち入り検査を行なっています。

尚、立入検査に際しては、法の主旨を十分にご理解の上、ご協力をお願い申し上げます。

最後に特定施設、除害施設等の届け出及び水質基準等に関する詳細については、下記にお問い合わせください。

今治市上下水道部

下水道工務課下水道管理事務所水質係

〒794-0032 今治市天保山町 4 丁目 6-2

TEL 23-5616

FAX 23-5623

別表-1

特 定 施 設 の 種 類

・水質汚濁防止法関係

- 1 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 選鉱施設
ロ 選炭施設
ハ 鉱水中和沈でん施設
ニ 堀さく用の泥水分離施設
- 1の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 2 畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）
ハ 湯煮施設
- 3 水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 水産動物原料処理施設
ロ 洗浄施設
ハ 脱水施設
ニ ロ過施設
ホ 湯煮施設
- 4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
ロ 洗浄施設
ハ 圧搾施設
ニ 湯煮施設
- 5 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
ロ 洗浄施設
ハ 濃縮施設
ニ 精製施設
ヘ ロ過施設
- 6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
- 7 砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）
ハ ロ過施設
ニ 分離施設
ホ 精製施設
- 8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
- 9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
- 10 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）
ハ 榨汁施設
ニ ロ過施設
ホ 湯煮施設
ヘ 蒸りゅう施設
- 11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理方法
ロ 洗浄施設
ハ 圧搾施設
ニ 真空濃縮施設
ホ 水洗式脱臭施設
- 12 動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設

- ロ 洗浄施設
 ハ 圧搾施設
 ニ 分離施設
- 13 イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 原料処理施設
 ロ 洗浄施設
 ハ 分離施設
- 14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 原料浸せき施設
 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）
 ハ 分離施設
- 二 渋だめ及びこれに類する施設
- 15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 原料処理施設
 ロ 罗過施設
 ハ 精製施設
- 16 めん類製造業の用に供する湯煮施設
- 17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
- 18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
- 18の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって次に掲げるもの
 イ 原料処理施設
 ロ 湯煮施設
 ハ 洗浄施設
- 18の3 たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 水洗式脱臭施設
 ロ 洗浄施設
- 19 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ まゆ湯煮施設
 ロ 副蚕処理施設
 ハ 原料浸せき施設
 ニ 精鍊機及び精鍊そう
 ホ シルケット機
 ヘ 漂白機及び漂白そう
 ト 染色施設
- チ 薬液浸透施設
 リ のり抜き施設
- 20 染毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 染毛施設
 ロ 洗化炭施設
- 21 化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 湿式紡糸施設
 ロ リンター又は未精鍊繊維の薬液処理施設
 ハ 原料回収施設
- 21の2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
- 21の3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
- 21の4 パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 湿式バーカー
 ロ 接着機洗浄施設
- 22 木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 湿式バーカー
 ロ 薬液浸透施設
- 23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 原料浸せき施設
 ロ 湿式バーカー
 ハ 碎木機
 ニ 蒸解施設
 ホ 蒸解溶液濃縮施設
 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設
 ト 漂白施設
 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）
 リ セロハン製膜施設
 ヌ 湿式繊維板成型施設
 ル 廃ガス洗浄施設
- 23の2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 イ 自動式フィルム現像洗浄施設
 ロ 自動式感光膜付印刷現像洗浄施設
- 24 化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

- イ ろ過施設
- ロ 分離施設
- ハ 水洗式破碎施設
- ニ 廃ガス洗浄施設
- ホ 湿式集じん施設
- 25 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 塩水精製施設
- ロ 電解施設
- 26 無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 洗浄施設
- ロ ろ過施設
- ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
- 二 群青製造装置のうち、水洗式分別施設
- ホ 廃ガス洗浄施設
- 27 前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
- ロ 遠心分離機
- ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
- 二 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
- ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
- ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
- ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
- チ 海水マグネシア製造装置のうち、沈でん施設
- リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
- ヌ 廃ガス洗浄施設
- ル 湿式集じん施設
- 28 カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 湿式アセチレンガス発生施設
- ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設
- ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設
- ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設
- ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
- ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
- 29 コールタール製品製造業の用に供する施設であって、
- 次に掲げるもの
- イ ベンゼン類硫酸洗浄施設
- ロ 静置分離機
- ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
- 30 発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
- ロ 蒸りゅう施設
- ハ 遠心分離機
- 二 ろ過施設
- 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち蒸りゅう施設
- ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
- ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
- 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
- ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設
- ハ 遠心分離機
- 二 廃ガス洗浄施設
- 33 合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 縮合反応施設
- ロ 水洗施設
- ハ 遠心分離機
- 二 静置分離機
- ホ フルボン酸製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設
- ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設
- ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
- チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設
- リ 廃ガス洗浄施設
- ヌ 湿式集じん施設
- 34 合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
- ロ 脱水施設

- ハ 水洗施設
- ニ ラテックス濃縮施設
- ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又は、ポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離機
- 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 蒸りゅう施設
- ロ 分離施設
- ハ 廃ガス洗浄施設
- 36 合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるるもの
- イ 廃酸分離施設
- ロ 廃ガス洗浄施設
- ハ 湿式集じん施設
- 37 前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 洗浄施設
- ロ 分離施設
- ハ ろ過施設
- 二 アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設
- ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設
- ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
- ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設
- チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設
- リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設
- ヌ シクロヘキサン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
- ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設
- ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びエチルアルコール蒸りゅう施設
- ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器
- カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設
- ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びエチルアルコール回収施設
- タ 廃ガス洗浄施設
- 38 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 原料精製施設
- ロ 塩析施設
- 38の2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
- 39 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 脱酸施設
- ロ 脱臭施設
- 40 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設
- 41 香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 洗浄施設
- ロ 抽出施設
- 42 ゼラチン又はにかすの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
- ロ 石灰づけ施設
- ハ 洗浄施設
- 43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
- 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 原料処理施設
- ロ 脱水施設
- 45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設
- 46 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 水洗施設
- ロ ろ過施設

- ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設
- 二 廃ガス洗浄施設
- 47 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 動物原料処理施設
- ロ ろ過施設
- ハ 分解施設
- 二 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有するものを混合するものに限る。以下同じ。）
- ホ 廃ガス洗浄施設
- 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設
- 49 農薬製造業の用に供する混合施設
- 50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
- 51 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 脱塩施設
- ロ 原油常圧蒸りゆう施設
- ハ 脱硫施設
- 二 揮発油、灯油又は経由の洗浄施設
- ホ 潤滑油洗浄施設
- 51の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、再生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
- 51の3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
- 52 皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 洗浄施設
- ロ 石灰づけ施設
- ハ タンニンづけ施設
- 二 クロム浴施設
- ホ 染色施設
- 53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 研磨洗浄施設
- ロ 廃ガス洗浄施設
- 54 セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 抄造施設
- ロ 成型機
- ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
- 55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
- 56 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
- 57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
- 58 窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 水洗式破碎施設
- ロ 水洗式分別施設
- ハ 酸処理施設
- 二 脱水施設
- 59 碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 水洗式破碎施設
- ロ 水洗式分別施設
- 60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
- 61 鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ タール及びガス液分離施設
- ロ ガス冷却洗浄施設
- ハ 圧延施設
- 二 焼入れ施設
- ホ 湿式集じん施設
- 62 非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ 還元そう
- ロ 電解施設（溶解電解施設を除く。）
- ハ 焼入れ施設
- 二 水銀精製施設
- ホ 廃ガス洗浄施設
- ヘ 湿式集じん施設
- 63 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって次に掲げるもの
- イ 焼入れ施設
- ロ 電解式洗浄施設
- ハ カドミウム電解又は鉛電極の化成施設
- 二 水銀精製施設
- ホ 廃ガス洗浄施設
- 63の2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設

- 63の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
- イ タール及びガス液分離施設
 - ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
- 64の2 水道施設（水道法〔昭和32年法律第177号〕第3条第8項に規定するものをいう。）工業用水道施設（工業用水道事業法〔昭和33年法律第84号〕第2条6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が一日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- イ 汎でん施設
 - ロ ろ過施設
- 65 酸又はアルカリによる表面処理施設
- 66 電気めつき施設
- 66の2 エチレンオキサイド又は一・四ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
- 66の3 旅館業（旅館業法〔昭和23年法律第138号〕第2条第1項に規定するもの〔下宿営業を除く〕をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの（ただし温泉法（昭和24年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉を利用するものに限る）
- ハ 入浴施設
- 66の4 共同調理場（学校給食法〔昭和29年法律第160号〕第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積〔以下単に「総床面積」という。〕が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 66の5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 66の6 飲食店（次号及び第66号の7に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 66の7 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 66の8 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置せれるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るもの）
- 67 洗たく業の用に供する洗浄施設
- 68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
- 68の2 病院（医療法〔昭和23年法律第205号〕第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの
- イ ちゅう房施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 入浴施設
- 69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
- 69の2 中央卸売市場（卸売市場法〔昭和46年法律第35号〕第2条第3号に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。）
- イ 卸売場
 - ロ 仲卸売場
- 69の3 地方卸売市場〔卸売市場法第2条第4項に規定するもの〔卸売市場法施工令「昭和46年政令第221号」第2条に第2号に規定するものを除く。〕をいう。〕に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- イ 卸売場
 - ロ 仲卸売場
- 70 廉油処理施設〔海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律〔昭和45年法律第136号〕〔第3条第14号に規定するものをいう。〕〕
- 70の2 自動車分解整備事業〔道路運送車両法〔昭和26年法律第185号〕第77条に規定するものをいう。以下同じ。〕の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
- 71 自動式車両洗浄装置
- 71の2 科学技術（人文科学のみに係るもの）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供す

- る施設であつて、次に掲げるもの
- イ 洗浄施設
 - ロ 焼入れ施設
- 71 の 3 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律〔昭和 45 年法律第 137 号〕第 8 条第 1 項に規定するものをいう。）である焼却施設
- 71 の 4 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの
- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 4 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しないもの及び同法第 14 条の 4 第 4 項ただし書の規定により同項本文の許可

を受けることを要しないものを除く。）をいう。）が設置するもの

 - ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設

71 の 5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号によるに該当する者を除く。）

71 の 6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号によるに該当するものを除く。）

72 し尿処理施設（建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。）

73 下水道終末処理施設

74 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前 2 号に掲げるものを除く。）

・ダイオキシン類対策特別措置法関係

- 1 硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
- 2 カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
- 3 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 4 アルミニナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 5 担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 6 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
- 7 カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ 硫酸濃縮施設
 - ロ シクロヘキサン分離施設
- 8 クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ 水洗施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
- 9 四一クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ ロ過施設
 - ロ 乾燥施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 10 二・三一ジクロロ一・四一ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ ロ過施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
- 11 八・十八一ジクロロ一五・十五一ジヒドロジインドロ[三・二-b:三'・二'-一m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて

- 単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
- イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設
 - ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設
 - ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設
 - ニ 熱風乾燥施設
- 12 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの
- イ 廃ガス洗浄施設
 - ロ 湿式集じん施設
- 13 亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
- イ 精製施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
 - ハ 湿式集じん施設
- 14 担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
- イ ろ過施設
 - ロ 精製施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 15 別表第一第五号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの
- イ 廃ガス洗浄施設
 - ロ 湿式集じん施設
- 16 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設
- 17 フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成六年政令第三百八号)別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
- イ プラズマ反応施設

別表一2

公共下水道に排除する下水の水質基準と規制内容

物 質 又 は 項 目	基 準 値	特定施設のある工場・事業場		特定施設のない工場・事業場	
		50m ³ /日以上	50m ³ /日未満	50m ³ /日以上	50m ³ /日未満
生活環境項目	温 度 (°C)	45°C以下			
	沃 素 消 費 量	220 mg/L以下			
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 mg/L未満			
	水 素 イ オ ン 濃 度 (p H)	5を超える未満			
	生物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (B.O.D)	600 mg/L未満			
	浮 遊 物 質 量	600 mg/L未満			
	n-ヘキサン抽出物質(鉱油)	5 mg/L以下			
	n-ヘキサン抽出物質(動植物油)	30 mg/L以下			
	窒 素 含 有 量	240 mg/L未満			
	燐 含 有 量	32 mg/L未満			
	フ ェ ノ 一 ル 類	5 mg/L以下			
	銅 及 び そ の 化 合 物	3 mg/L以下			
	亜 鉛 及 び そ の 化 合 物	2 mg/L以下			
	鉄 (溶 解 性)	10 mg/L以下			
健康項目（有害物質）	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 mg/L以下			
	総 ク ポ ム	2 mg/L以下			
	カ ド ミ ウ ム	0.03 mg/L以下			
	シ ア ン	1 mg/L以下			
	有 機 燐	1 mg/L以下			
	鉛	0.1 mg/L以下			
	六 値 ク ポ ム	0.5 mg/L以下			
	砒 素	0.1 mg/L以下			
	総 水 銀	0.005mg/L以下			
	アルキル水銀	検出されないこと			
	P. C. B	0.003mg/L以下			
	トリクロロエチレン	0.3 mg/L以下			
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下			
	ジクロロメタン	0.2 mg/L以下			
	四 塩 化 炭 素	0.02 mg/L以下			
	1 . 2 - ジクロロエタン	0.04 mg/L以下			
	1 . 1 - ジクロロエチレン	1 mg/L以下			
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下			
	1 . 1 . 1 - トリクロロエタン	3 mg/L以下			
	1 . 1 . 2 - トリクロロエタン	0.06 mg/L以下			
	1 . 3 - ジクロロプロパン	0.02 mg/L以下			
	チ ウ ラ ム	0.06 mg/L以下			
	シ マ ジ ン	0.03 mg/L以下			
	チ オ ベ ン カ ル ブ	0.2 mg/L以下			
	ベ ン ゼ ン	0.1 mg/L以下			
	セ レ ン 及 び そ の 化 合 物	0.1 mg/L以下			
	ほう素及びその化合物(河川)	10 mg/L以下			
	ほう素及びその化合物(海域)	230 mg/L以下			
	フッ素及びその化合物(河川)	8 mg/L以下			
	フッ素及びその化合物(海域)	15 mg/L以下			
	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下			
ダイオキシン類		10 pg-TEQ/L以下			

網掛は直罰適用の排除基準